

被 処 分 者	認 定 証 番 号	鳥取県公安委員会 認定第 147 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	K 運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	鳥取県境港市
処 分 年 月 日		令和 5 年 2 月 21 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第 12 条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約を締結していない随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条及び第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		鳥取県